

秋田市東京圏移住支援事業補助金交付要綱

〔平成31年3月28日〕
市長決裁

目次

- 第1章 総則（第1条～第5条）
- 第2章 社会人等向け支援事業（第6条～第16条）
- 第3章 大学卒業生等向け移転費支援事業（第17条～第23条）
- 第4章 雑則（第24条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、東京圏から本市への移住促進を図るために実施する秋田市東京圏移住支援事業に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定める。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県および神奈川県の一部の区域のうち、別表に規定する条件不利地域を除いた区域をいう。
- (2) 東京23区 地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条第1項に規定する特別区の区域をいう。
- (3) 転入 本市以外の市区町村の住民が新たに本市に住所を定めることをいう。
- (4) 転入日 転入した日であり、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第6号に規定する「住民となった年月日」をいう。
- (5) 世帯 住居と生計を一にしている者の集合をいう。
- (6) 社会人等 次の各項目の全てに該当する者
 - ア 転入する前日までの10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に

居住又は東京圏に居住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

イ 転入する前日までに、連続して1年以上、東京23区内に居住又は東京圏に居住し、東京23区内への通勤をしていたこと（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）。

ウ 東京圏に居住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者（ただし、雇用保険の被保険者としての就業に限る。）にあっては、当該通学期間を修業年限を上限（ただし、高等専門学校は2年を上限）として前項の期間に加算することができる。

(7) 大学卒業生等 大学又は大学院の卒業・修了年度において東京都内に本部がある大学等の東京圏内のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学等を卒業・修了している者であって、大学又は大学院の卒業・修了年度において、東京圏に継続して在住している者
(補助対象者の要件)

第3条 補助事業の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、申請日において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 申請日から5年以上継続して本市に居住する意思を有していること。

ただし、第3章大学卒業生等向け移転費支援事業の対象者については、申請日から1年以上継続して本市に居住する意思を有していること。

(2) 世帯の構成員に暴力団等の反社会的勢力の構成員又は反社会的勢力と関係を有する者がいないこと。

(3) 日本国籍を有すること、又は外国籍であって永住者の在留資格を有すること。

(4) 秋田県において「^あA→^きK I ^たT A登録」をしていること（社会人等は第10条に規定する認定申請日において登録していること。）。

(5) 転入後の世帯の構成員に本市市税を滞納している者がいないこと。

(6) 過去10年以内に申請者を含む世帯員として秋田市東京圏補助金を受

給していないこと。ただし、補助金を全額返還した場合又は過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり申請した場合を除く。

(7) 世帯の構成員が本市の移住促進に向けたPR活動に協力できること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助対象として適当と認めた者であること。

(調査)

第4条 市長は、補助金の交付に関し、必要と認めるときは、第2章における補助候補者又は社会人等交付決定者、第3章における大卒等交付決定者に対して必要な報告を求め、又は職員をして調査させることができるものとする。

(補助金の範囲)

第5条 補助金は、予算の範囲内で交付することができる。

第2章 社会人等向け支援事業

(補助金の支給)

第6条 市長は、社会人等であつて、第13条に規定する申請（第7条、第8条、第9条および第16条において「申請」という。）をする者のうち、第3条、第7条および第8条の要件を満たす者（以下「社会人等補助対象者」という。）からの申請に基づき、補助金を支給するものとする。

(就職又は起業等に関する要件)

第7条 社会人等補助対象者に該当するための就職又は起業等に関する要件は、次の各号に掲げる区分に定めるところによる。

(1) 一般就職に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 就業先の求人が、第2期秋田県移住・就業支援事業実施要領（令和5年3月16日秋田県移住・定住促進課長決裁）に基づき、秋田県が運営するマッチングサイト（以下単に「マッチングサイト」という。）に掲載している勤務地を秋田県内とする求人であること。

イ 前号の求人への応募の日が、当該求人がマッチングサイトに掲載された日以降であること。

ウ 勤務時間が週20時間以上の無期雇用契約に基づき、マッチングサ

イトに掲載されている法人に就業し、申請があった日において、当該法人に在職し、かつ、当該申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。

エ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更でなく、新規の雇用であること。

(2) 専門人材の就職に関する要件 内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して転入および秋田県内で就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 勤務時間が週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請があった日において、当該就業先に在職し、かつ、当該申請日から5年以上継続して勤務する意志を有していること。

イ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更でなく、新規の雇用であること。

ウ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 所属先企業等からの命令でなく、自己の意思により転入した場合であって、本市を生活の本拠とし、転入元での業務を引き続き行うこと。

イ 地域未来交付金（地域未来推進型）又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該転入者に資金提供されていないこと。

ウ 本市でテレワークにより勤務する（原則として、恒常的に通勤しない）こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。

(4) 本事業における関係人口に関する要件 次に掲げるアの要件のいずれかを満たす者であって、かつ、イの要件のいずれかを満たす者であること。

ア 本市との関わりに関する要件

(ア) 転入日の属する年度および当該年度前5年度内に6か月以上の期間を空けて2回以上本市にふるさと納税したことがある者（た

だし、1年度の間に複数回ふるさと納税した場合は1回とみなすものとする。)

(イ) 転入日の属する年度および当該年度前10年度内に本市内の大学等を卒業した者

(ウ) 転入日の属する年度および当該年度前3年度内に本市の地域づくり活動、地域活性化の活動又は体験事業に自主的に参加したことがある者

(エ) 転入日の属する年度の前々年度又は当該年度の前年度のいずれかの年度を初年度として、当該初年度から3年度連続で市長が定める方法により本市地場産品を購入した者

イ 就業要件

(ア) 新たに雇用され、転入日以降秋田県内で就労する者（農林水産業への就業含む。ただし、家業への就業は秋田市内に限る。転入日前に県外での研修等がある場合を含む。）

(イ) 転入日以降に新たに市内で事業を営もうとする者（農林水産業の起業含む。）

(5) 起業に関する要件 秋田商工会議所から、起業支援事業（地域課題解決枠）に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

（その他の要件）

第8条 社会人等補助対象者に該当するためのその他の要件は、次に掲げる事項の全てに該当することとする。

(1) 社会人等補助対象者を含めた世帯員が、東京圏において同一世帯に属し、かつ、申請の際、同一世帯に属していること（単身世帯を除く。次号において同じ。）。

(2) 社会人等補助対象者を含めた世帯員が、いずれも申請の際、転入後1年以内であること。

(3) 第7条第4号に該当する場合、社会人等補助対象者を含めた世帯の構成員が、申請日において次に掲げる事項全てに該当すること。

ア 国家公務員又は地方公務員（会計年度任用職員、臨時的任用職員および特別職非常勤職員を含む。）として転入後に雇用されることが決まっている者でない。

イ 国家公務員又は地方公務員（会計年度任用職員、臨時的任用職員
および特別職非常勤職員を含む。）として転入以前から雇用されて
いる者でない。

（補助金の額等）

第9条 社会人等への補助金の額は、次の各号に掲げる区分に定めるところによる。

- (1) 単身世帯 60万円
- (2) 2人以上の世帯 100万円

2 申請の日の属する年度の4月1日において満年齢が18歳未満の者（世帯の構成員に限る。以下同じ。）を養育しているときは、当該18歳未満の者一人につき100万円を前項第2号に掲げる額に加算する。

（補助候補者の認定申請）

第10条 社会人等への補助金の交付を申請しようとする者（以下「認定申請者」という。）は、第11条の審査の結果、第2条第6号に規定する要件を満たしていると認められなかった場合において、秋田市子育て世帯移住促進事業補助金交付要綱（平成29年7月7日市長決裁。）又は秋田市若者移住促進事業補助金交付要綱（平成31年3月29日市長決裁。）に定める当該補助金の申請者としての要件を満たしているかどうかを確認（以下「確認」という。）できるよう、原則として転入日から起算して14日前の日までに、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。ただし、確認を必要としないときは、転入日後に提出することができる。

- (1) 秋田市東京圏移住支援事業補助候補者認定申請書（様式第1号）
- (2) 誓約書兼同意書（社会人等用）（様式第2号）
- (3) 顔写真付き身分証明書の写し
- (4) 転入前の世帯全員の住民票の写し（続柄が記載されたもの。東京圏での居住期間がわかるもの。コピー可）
- (5) 転入後の世帯全員（18歳未満の者を除く。）の本都市税に未納がない証明書の写し（コピー可）
- (6) 雇用者として東京23区内への通勤をしていた者にあつては、通勤をしていた期間に雇用保険の被保険者であったことがわかる書類の写し
- (7) 認定申請者の就業（予定・実績）証明書（様式第3号）

- (8) 大学等（大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校等の高等教育機関）における卒業証明書等の写し（第2条第6号ウ又は第7条第4号に該当する場合に限る。）
- (9) 在留カードの写し（外国籍の者がいる場合に限る。）
- (10) 所属先企業においてテレワーク勤務が導入されていることがわかる就業規則等の写し（テレワークに伴う補助金の申請である場合）
- (11) 関係人口である旨の申出書（様式第4号）およびそのことがわかる書類等の写し（関係人口に伴う補助金の申請である場合）
- (12) 秋田商工会議所からの起業支援金に係る交付決定通知書の写し（起業に伴う補助金の申請である場合）
- (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助候補者の認定等）

第11条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査の上、社会人等補助対象者としての認定の可否を決定し、秋田市東京圏移住支援事業補助候補者認定通知書（様式第5号）又は秋田市東京圏移住支援事業補助候補者不認定通知書（様式第6号）により、認定申請者に通知する。

2 市長は、前項の規定による認定後において、申請書および添付書類の記載事項が事実と異なるとき、その他認定が不相当と認めるときは、補助候補者の認定を取り消すことができる。

（認定内容の変更）

第12条 前条第1項の規定による社会人等補助対象者としての認定を受けた者（以下「補助候補者」という。）が、認定内容を変更しようとするときは、秋田市東京圏移住支援事業補助候補者認定変更申請書（様式第7号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、秋田市東京圏移住支援事業補助候補者認定変更通知書（様式第8号）により、当該補助候補者に通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第13条 補助候補者であって補助金を申請しようとする者（以下「社会人

等申請者」という。)は、転入後1年以内(3月を除く。)に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 秋田市東京圏移住支援事業補助金交付申請書(社会人等用)(様式第9号)
- (2) 世帯全員の転入後の住民票の写し(続柄が記載されたもの。コピー可)
- (3) 社会人等申請者の就業(予定・実績)証明書(様式第3号)
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類(補助金の交付決定等)

第14条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適正と認めるときは、当該申請書書を受理した日から起算して14日以内に補助金の交付決定およびその額の確定を行い、その旨を秋田市東京圏移住支援事業補助金交付決定通知書(様式第10号)により通知する。

(補助金の交付)

第15条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「社会人等交付決定者」という。)は、秋田市東京圏移住支援事業補助金交付請求書(様式第11号)を市長に提出する。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、受理した日から起算して14日以内に補助金を交付する。

(補助金の交付決定の取消しおよび返還命令)

第16条 市長は、交付決定者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、秋田市東京圏移住支援事業補助金返還請求書(様式第12号)により、期限を定めてその返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、本人の病気その他のやむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

(1) 全額の返還

ア 偽り又は不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

イ 第4条の規定に基づく調査に応じなかったとき。

ウ 申請のあった日から3年未満に秋田県外へ転出(市外で1年以内

の研修等の後、市内の就業先で勤務することが確実であると認められる場合を除く。次号において同じ。) したとき。

エ 申請のあった日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞したとき（第7条第1項第1号および同項第2号に規定する就職の場合に限る）。

オ 第7条第5号に規定する決定を取り消されたとき。

(2) 半額の返還

ア 申請のあった日から3年以上5年以内に秋田県外に転出したとき。

(3) 4分の1の返還

ア 申請のあった日から3年未満に県内他市町村へ転出（市外で1年以内の研修等の後、市内の就業先で勤務することが確実であると認められる場合を除く。次号において同じ。) したとき。

(4) 8分の1の返還

ア 申請のあった日から3年以上5年以内に県内他市町村に転出したとき。

第3章 大学卒業生等向け移転費支援事業

(補助金の支給)

第17条 市長は、大学卒業生等であって、第3条および第18条に規定する要件を満たし、申請しようとする者（以下「大卒等申請者」という。）に対して、補助金を支給するものとする。

(就業に関する要件)

第18条 大卒等申請者に該当するための就業に関する要件は、次の各号に掲げる区分に定めるところによる。

(1) 就業先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 大学又は大学院を卒業・修了してから1年以内に秋田県内に事業所又は事務所を有する企業等に就職し、当該事業所又は事務所に勤務していること。

イ 就業先企業等が、風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業、性風俗関連特殊

営業、接客業務受託営業を行う企業等でないこと。

ウ 就職先企業等が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会勢力と関係を有する企業等でないこと。

エ 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。

(2) 就業条件等に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 勤務時間が週20時間以上の無期雇用契約に基づく就職であること。

イ 本市からの通勤が可能な勤務先であること。

ウ 秋田県外への転勤の可能性がないこと。

(補助金の額等)

第19条 大卒等申請者への補助金の額は、10万8千円を上限とする。

2 前項に規定する補助金の交付の対象となる経費は、大卒等申請者が自ら居住する転入元住宅から転入先住宅への家財道具の運送費用（以下「移転費」という。）とし、次の各号のいずれかの経費とする。

(1) 家財道具の運搬を請け負う事業者に支払う運送費用であって、大卒等申請者自身が負担した経費とする。ただし、次の各号に掲げる経費等は補助の対象外とする。

ア 自家用車、オートバイ等を運搬等する際の追加費用

イ 工事、設置等に係る追加費用

ウ 家具、家電等の購入費およびレンタル費用

エ 修繕費（ハウスクリーニング等の原状回復費用を含む。）

オ 家電リサイクル費用

カ 不用品、不要品、粗大ごみ回収等費用

キ 荷物を一時保管する場合の追加費用

ク 友人等の手伝い者の謝礼および食事代等

ケ その他市長が適当と認めない費用

(2) 大卒等申請者自身がレンタカーを借り上げ、家財道具の運搬に要した経費（家財道具の運搬に関わりのない経由地への立ち寄り等に要する経費を除く。）であって、大卒等申請者自身が負担した経費とし、次の各号に掲げる経費等を対象とする。

ア レンタカーの借りに要した経費

イ 燃料費として、旅程について1キロメートルにつき37円として積算した額、又は実費の額のいずれか低い額

ウ 高速道路通行料金として、旅程上の高速道路出入口料金所間の通行料金の額、又は実費の額のいずれか低い額

(補助金の交付申請)

第20条 大卒等申請者は、卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内(3月を除く。)に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 秋田市東京圏移住支援事業補助金交付申請書(大学卒業生等用)
(様式第13号)
- (2) 誓約書兼同意書(大学卒業生等用) (様式第14号)
- (3) 顔写真付き身分証明書の写し
- (4) 卒業・修了証明書(卒業・修了日が就業開始日から1年以内のもの)の写し
- (5) 転入前の世帯全員の住民票の写し又は除票の写し(続柄が記載されたもの、かつ、東京圏での居住期間がわかるもの。コピー可)
- (6) 転入後の世帯全員の住民票の写し(続柄が記載されたもの。コピー可)
- (7) 転入後の世帯全員(18歳未満の者を除く。)の本市市税に未納がない証明書(コピー可)
- (8) 就業実績証明書(様式第15号)
- (9) 移転費の領収書(前条第2項第2号に規定する高速道路通行料金の支払いでETCを利用した場合にあっては、通行した日、入口と出口の料金所および通行料金が確認できる書類)の写し
- (10) 在留カードの写し(外国籍の者の場合に限る。)
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の交付決定等)

第21条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、当該申請書を受領した日から起算して14日以内に補助金の交付の可否を決定し、秋田市東京圏移住支援事業補助金交付決定通知書(様式第10号)又は秋田市東京圏移住支援事業補助金不交付決定通知

書（様式第16号）により大卒等申請者に通知する。

（補助金の交付）

第22条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「大卒等交付決定者」という。）は、秋田市東京圏移住支援事業補助金交付請求書（様式第11号）を市長に提出する。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、受理した日から起算して14日以内に補助金を交付する。

（補助金の交付決定の取消しおよび返還命令）

第23条 市長は、大卒等交付決定者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合は、補助金の交付決定の全部を取り消し、秋田市東京圏移住支援事業補助金返還請求書（様式第12号）により、期限を定めてその返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、本人の病気その他のやむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

(1) 偽り又は不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 第4条の規定に基づく調査に応じなかったとき。

(3) 就業開始日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞したとき。

(4) 本市へ転入した日から1年以内に市外へ転出したとき。ただし、住民票を移さず転出していた者については、就業開始日又は申請日のいずれか遅い日を起算日とする。

第4章 雑則

（委任）

第24条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、秋田県の移住・就業支援事業実施要領第6の1の(1)の④の(イ)に規定する事業実施計画の付属資料として添付された日（令和3年8月19日）から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行し、この要綱の施行後に転入した者について適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、この要綱の施行後に転入した者について適用する。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行し、社会人等にあつてはこの要綱の施行後に転入した者、大学卒業生等にあつてはこの要綱の施行後に申請した者について適用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和7年6月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。

別表（第2条関係）

都県名	条件不利地域
東京都	檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村および小笠原村
埼玉県	秩父市、飯能市、本庄市、越生町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町、東秩父村および神川町
千葉県	銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、栄町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町および鋸南町
神奈川県	三浦市、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町および清川村